○東北地方整備局告示第六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年三月十五日

東北地方整備局長　徳山日出男

第１　起業者の名称　東北電力株式会社

第２　事業の種類

１　特別高圧送電線西白河線新設工事

２　特別高圧送電線滑川線新設工事

第３　起業地

１　収用の部分　福島県須賀川市江持字荒池及び字大津上地内

２　使用の部分　福島県須賀川市江持字豆田、字荒池、字大津上及び字五林平地内
福島県郡山市田村町守山字権現壇、大供字西原及び御代田字中平地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

申請に係る事業は、福島県須賀川市塩田字大渋沢地内の須賀川変電所から白河市大信増見字清水久保地内に建設中の西白河変電所までのこう長37.0㎞の区間（以下「西白河線区間」という。）を全体計画区間とする「特別高圧送電線西白河線新設工事」（以下「西白河線事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

西白河線事業は、法第３条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

申請に係る事業は、福島県須賀川市塩田字大渋沢地内の須賀川変電所から同市仁井田字後北沢地内までのこう長9.9㎞の区間（以下「滑川線区間」という。）を全体計画区間とする「特別高圧送電線滑川線新設工事」（以下「滑川線事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

滑川線事業は、法第３条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、西白河線事業及び滑川線事業（以下両事業をあわせて「本件事業」

という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である東北電力株式会社は、電気事業法第３条の規定による電気事業の許可を受けた一般電気事業者であり、同法第18条の規定による電気の供給義務を負っている。

また、本件事業に要する費用については、自己調達資金により確保されていることなどから、東北電力株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

イ　第２の１に係る事業

東北電力株式会社管内に存する福島県白河市を中心とする地域（以下「福島県南地域」という。）の電力需要は、大規模工場の新設又は増設計画、電化住宅の導入戸数増加などを背景に、今後も産業用需要を中心に増加するものと想定されており、平成22年度実績の309.1MWに対し、平成27年度には383.9MWに達するものと見込まれている。

また、福島県南地域への電力供給に関しては、供給起点である須賀川変電所から154kV泉崎線を介した泉崎変電所への送電により行われており、154kV泉崎線は、１回線故障時においても電力供給に支障が生じないよう２回線で建設されているが、電力需要の増加に伴い、平成27年夏季ピーク時には、そのうちの１回線故障時において、送電容量超過により福島県南地域への電力供給に支障が生じるおそれがあると見込まれている。

西白河線事業の完成により、154kV泉崎線の潮流が軽減され、同線の１回線故障時における供給支障の発生を防止できることが認められる。

ロ　第２の２に係る事業

東北電力株式会社管内に存する福島県郡山市及び須賀川市を中心とする地域（以下「福島県中地域」という。）の電力需要は、小規模工場や商業施設等の新設又は増設計画、電化住宅の導入戸数増加などを背景に、今後も民生用需要を中心に増加するものと想定されており、平成22年度実績の137.5MWに対し、平成33年度には149.6MWに達するものと見込まれている。

また、福島県中地域への電力供給に関しては、供給起点である須賀川変電所から66kV南須賀川線を介した南須賀川変電所及び鏡石変電所への送電などにより行われており、66kV南須賀川線は、１回線故障時においても電力供給に支障

が生じないよう２回線で建設されているが、電力需要の増加に伴い、平成33年夏季ピーク時には、そのうちの１回線故障時において、送電容量超過により福島県中地域への電力供給に支障が生じるおそれがあると見込まれている。

滑川線事業の完成により、66kV南須賀川線の潮流が軽減され、同線の１回線故障時における供給支障の発生を防止できることが認められる。

ハ　生活環境に及ぼす影響

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、本件事業の工事による改変箇所は鉄塔工事用地周辺等の範囲に限られ、西白河線区間及び滑川線区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）の周辺を大規模に開発するものではないため生活環境等へ及ぼす影響は軽微なものであり、低騒音型・低振動型建設機械を使用するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することで騒音及び振動の低減を図ることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヤマネ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、ハヤブサ、オオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ウラギンスジヒョウモン等が確認されている。カモシカ、ヤマネ及びウラギンスジヒョウモンについては、周辺に同様の生息環境が多く存在していることなどから影響は少ないとされている。オオタカ及びサシバについては、営巣が確認されており、起業者は、専門家の指導助言を受け、生息環境の保全に十分に留意しながら工事を実施することとしているほか、モニタリング調査を継続することとしている。ハヤブサ及びクマタカについては、営巣が確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く存在していることなどから影響は少ないとされている。ホトケドジョウについては、工事の実施に伴う土砂流出を防止するため、土留柵を設置するなど生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているカザグルマ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

イ　第２の１に係る事業

西白河線事業は、電力供給における供給支障の発生を防止することを目的とし、154kVの特別高圧送電線を建設する事業であり、西白河線事業の事業計画は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、西白河線事業のルートの決定に当たっては、福島県須賀川市内の西側を経過する申請案のほか、須賀川市内の東側を経過するルート案について検討が行われている。

申請案と東側ルート案とを比較すると、申請案は、ルートのこう長が短いため必要面積が少なく、土地利用に及ぼす影響が少ないこと、鉄塔基数も少なく、事業に要する費用が廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が合理的であると認められる。

したがって、西白河線事業の事業計画については、合理的であると認められる。

ロ　第２の２に係る事業

滑川線事業は、電力供給における供給支障の発生を防止することを目的とし、66kVの特別高圧送電線を建設する事業であり、滑川線事業の事業計画は、電気設備に関する技術基準を定める省令等に定める規格に適合していると認められる。

また、滑川線事業のルートについては、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、西白河線区間に併架する申請案が合理的であると認められる。

したがって、滑川線事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東北電力株式会社管内における電力需要の増加に伴い、福島県南地域及び福島県中地域への電力供給における供給支障の発生を防止する

ため、本件事業を計画的に施行する必要が認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県須賀川市役所及び郡山市役所